

ふくし

共に支え合い・誰もが安心して暮らせる
「ふくしのまち」をめざして

なかがわ

第106号

2024.3

発行：社会福祉法人
那珂川町社会福祉協議会



今年度も那珂川町社会福祉協議会（社協）は、皆さまの「しあわせ」、「笑顔」のために、様々な活動に取り組んできました。

社協の活動は、地域の皆さまをはじめ、各機関、関係者のご理解、ご協力によって成り立っています。令和6年度も引き続きご協力をよろしくお願い致します。

・・・目次・・・

- P 2 傾聴サークル／こども食堂(テーマ型募金)
- P 3 募金百貨店プロジェクト紹介
- P 4 大規模災害発生時の社協の対応
- P 5 ボランティア活動保険／テイレク紹介
- P 6 令和6年度法律相談のお知らせ／ご寄付



「ふくしなかがわ」は、社会福祉協議会の会費並びに赤い羽根共同募金の配分金を活用して発行しています。

傾聴サークル「ゆりねの会」 ボランティア活動スタート

社協が主催した「傾聴講座」の修了者で立ち上げた「ゆりねの会」ですが、このほど、介護サービス事業所で、初めてのボランティア活動を行いました。

傾聴講座で学んだ知識を活かしながら、和やかな雰囲気の中で傾聴されていました。

今後は、日光市の傾聴ボランティアサークルとの交流会もあり、更なるスキルアップを目指していく予定です。



孤食？ 個食？ 子食？ 固食？ 小食？

みんなのちからで
那珂川町から『こ』食をなくそう！

こどもたちの「笑顔」を、一緒に支えてください。
みんなで食べる環境、バランスのよい旬な食事を提供し、こどもの社会的孤立解消や親子の居場所づくり（こども食堂）に取り組む地域の団体を応援するための募金です。

「みんなで食べる」が再開できました。

ここにこ食堂 開店準備中

皆さまのご支援によって、「ここにこ食堂」は活動を継続することができています。令和5年の途中からは、自分たちで調理した食事の提供も再開することができました。子どもたちは毎回楽しみにしてくれています。そんな子どもたちのために、引き続き、ご支援をお願いします。

社会福祉法人
那珂川町社会福祉協議会

〒324-0613
那須郡那珂川町馬頭 560-1
TEL 0287-92-2226



社協 HP

社会福祉法人 那珂川町社会福祉協議会 を応援してください。

応援したい取り組みを選べる

2024年3月31日までの

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金会 募金百貨店プロジェクト紹介

「募金百貨店プロジェクト」は、事業者が商品やサービスの売り上げの一部を、赤い羽根共同募金に寄付する取組みです。購入者が支払うのはいつもどおりの値段で、日常の消費活動が地域支援につながる、売り手よし・買い手よし・世間よしの誰もが笑顔になる新しい寄付のカタチです！今年度は、町内で2つの事業者様に参加をいただいています。

社会福祉法人同愛会 なかが和苑 様



なかが和苑を運営する同愛会様は、以前から法人として募金百貨店プロジェクトに参加されていましたが、菊地理事長の「地域の皆さんと繋がるきっかけにしたい」、「繋がることにより良い循環が生まれてほしい」との思いから、なかが和苑で販売するオリジナル缶バッジ等の販売分を今年度より那珂川町へご寄付いただくことになりました。

缶バッジ等の製作には障がいを持った方も携わっており、「障がいを持つ人と地域社会との募金百貨店プロジェクトを通した新たな繋がりも生まれている」とのことです。



菊地月香 理事長

和洋菓子わみや 様

県北第1号協力事業者として、令和3年度から募金百貨店プロジェクトに参加いただいています。対象商品は、この時期限定販売の「いちご大福」です。店主の小高様からは「イチゴの赤が『赤い羽根』とマッチすると思った。お客さまにおいしく味わっていただきながら、福祉に協力できればうれしい」とのコメントをいただきました。



参加事業者 随時 募集中!

「ちょっと話を聞いてみたい」、「参加してみたい」などの関心がおありの事業者様、説明にお伺いしますので、お気軽にご連絡ください。

担当 地域福祉係 ☎92-2226

大規模災害発生時の社協の対応について

今年1月、能登半島地震が発生し甚大な被害となりました。

現在も被災地支援のために、たくさんの方が活動されていることは、報道等でご覧になっていると思います。

今号では、大規模災害発生時の社協の対応について、主な活動を紹介します。



〔那珂川町で災害が発生した場合〕

1 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害が発生し、住民だけの復旧・復興が困難である場合、町と協議し、災害ボランティアセンターを設置し、被災者の支援を行います。

- 主な業務
- ・ボランティアの受付、募集
 - ・支援が必要な住民とボランティアのマッチング（調整）
 - ・ボランティア活動保険の加入手続
 - ・各関係機関との情報共有や連絡調整
 - ・各種相談受付
 - ・必要な機材の調達・管理 など

2 町が行う救援業務への協力

- ・避難所運営支援 など

3 日本赤十字社栃木県支部那珂川町分区の業務

- ・災害救援物資の交付
- ・義援金の募集、受付
- ・弔慰金の申請、配分 など

4 栃木県共同募金会那珂川町支会の業務

- ・災害見舞金の申請、配分 など

マッチング（派遣調整）のイメージ

「ボランティア」

復興のお手伝いがしたい

「災害ボランティアセンター」

ボランティアの思いと被災者の困りごとをつなぎます

「被災者」

被災により誰かの手助けがほしい

〔県内・他県で災害が発生した場合〕

1 職員派遣

社協間の協定に基づき、被災地へ職員を派遣し支援業務に従事します。



支援内容

- ・災害ボランティアセンター設置・運営
- ・要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供
- ・生活福祉資金特例貸付業務 など

派遣実績

- H10 那須水害（那須町）
- H23 東日本大震災（福島県郡山市）
- H27 関東・東北豪雨災害（小山市、鹿沼市）
- H30 西日本豪雨災害（広島県呉市）
- R1 東日本台風（佐野市、那須烏山市）

2 義援金募集

日本赤十字社の募集要領に基づき、義援金箱による募集を行います。

設置場所：馬頭総合福祉センター、総務課、小川出張所、健康福祉課、産業振興課の窓口



令和6年度 ボランティア活動保険のご案内

安心してボランティア活動を行うために、ボランティア活動保険に加入しましょう。

○対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、個人またはグループで、次のいずれかに該当する活動。

- ・グループの会則に則り、立案された活動であること。
(社協に登録されていることが必要です。)
- ・社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ・社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

○補償期間

手続き終了日の翌日から、令和7年3月31日まで

○手続き

印鑑と保険掛金を持参のうえ、当会窓口までお越しください。

【令和6年度加入プラン】

		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償 ^(*)		
地震・噴火・津波による死傷	×	○		
賠償の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

※4月1日付けで前年度から継続して契約された場合は初日から補償

デイサービス レクリエーション紹介

1月から2月のレクリエーションでは、馬頭図書館の出張紙芝居を聞いたり、節分の日になんでカツラをかぶって鬼になってみました。

今は、カレンダーなどで作る傘づくりをしています。紙を切るのが少し難しいですが、みんなで協力し着々と制作が進んでいます。次回は「傘づくり」を特集します。楽しみにお待ちしております。



最新の様子は「X」で(^ ^)v



令和6年度 弁護士による無料法律相談会のご案内

- 離婚問題…慰謝料、財産分与、養育費、親権獲得、調停・裁判など
- 遺産相続…遺産分割、遺言書、相続放棄など
- 労働関係…賃金未払い、不当解雇、雇い止めなど
- 債務整理…借金減額、任意整理、自己破産など
- 交通事故…慰謝料の増額請求、示談交渉、後遺障害、過失割合など

こんな時は法律相談にご相談ください

- 【開設日】第1回 令和6年5月21日(火)
- 第2回 7月16日(火)
- 第3回 9月17日(火)
- 第4回 11月19日(火)
- 第5回 令和7年1月21日(火)
- 第6回 3月18日(火)

【時間】午後1時～午後3時

【場所】馬頭総合福祉センター

【対象】町民 先着4名(事前予約制)

【申込み】相談支援係 ☎92-2226

事前予約が必要です。相談受付時、氏名、相談内容を確認させていただきます。



ご寄付

12月21日～2月20日(敬称略・順不同)

福祉振興基金

・益子 和弘(健武 192・193回) 各30,000円

善意銀行

・匿名(591・592回) 各10,000円

物品

・匿名 玄米 30kg



ありがとうございました

那珂川町社会福祉協議会 小川支所

電話廃止について

社協小川支所の電話「96-4649」は、令和6年3月29日で廃止します。

社協へご用の方は、「92-2226」(代表)までおかけください。

